

箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年箕輪町規則第 号）に定めるもののほか
、指定事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5の規定による申請は、箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第115条の45の5の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所変更届出書（様式第2号）を10日以内に町長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所廃止・休止・再開届出書（様式第3号）をその廃止、休止又は再開の1月前までに町長に届け出なければならない。

3 休止期間は最大6月とする。

(指定の更新の申請等)

第4条 指定事業者の指定の更新は、箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所指定更新申請書（様式第4号）により行うものとする。

(事業者情報の提供)

第5条 町長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは、長野県、長野県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定又は更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
- (4) 変更、廃止、休止及び再開の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 事業所番号

(補則)

第6条 この規則に規定するもののほか、事業所の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。